

# 第25回

# 定時株主総会招集 ご通知

日	時							
2021	年6月	24日 (木曜日)						
午前1(	)時							
場	所							
東京	東京都新宿区西新宿七丁目2番4号							
新宿喜楓ビル6階								
ΑР	西新宿	6 階会議室						

#### 目 次

株主総会招集さ	ご通知	1						
事業報告 …		5						
連結計算書類		21						
計算書類		25						
株主総会参考書類								
第1号議案	取締役5名選任の件 …	31						
第2号議案	監査役1名選任の件 …	33						

# 新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される 事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきま しては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしま した。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

証券コード:2323

株式会社fonfun

# 株主各位

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 株式会社fonfun 代表取締役社長 林 和之

# 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内にしたがって2021年6月23日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年6月24日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル6階 AP西新宿 6階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご覧下さい。)
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第25期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第25期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書 類報告の件

## 決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(3頁)の「イン ターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月23日(水 曜日)午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表については、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fonfun.co.jp/)に掲載しております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fonfun.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議通知については、本定時株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

# 議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

#### 2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議 決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛 否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2021年6月23日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下 記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせく ださい。
  - イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

# 事 業 報 告

( 2020 年 4 月 1 日から ) 2021 年 3 月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く環境に関しては、スマートフォンが市場の中心となり、業界再編が続いております。2020年12月末における携帯電話の契約数は1億9,234万件(前年同期比4.6%増総務省発表資料による)であり、大幅な契約数増加が見込めないなか、総務省主導による政策の影響もあり、携帯電話端末の価格と通信料のバランスが変化してきています。主要通信キャリア以外の仮想移動体通信事業者(MVNO)の存在感も増し、一契約あたりの売上高(ARPU)は微減を続け、コンテンツビジネスにも影響を及ぼしております。主要携帯通信キャリアが主導してきたビジネスモデルは、今後も大きく変化していくことが予想されます。

また、連結子会社株式会社FunFusionにて提供していますSMSサービスにおいては、SMS配信サービスの認知度が向上し、SNSやスマートフォンアプリの利用時などの本人認証通知、公共料金・税金など督促の通知、飲食業界のノー・ショウ(飲食店における無断キャンセル)対策としての予約確認など企業と個人の間でのコミュニケーション手段として高い到達率と開封率というSMSの有用性を再認識する企業の増加に伴い、SMS配信市場は急速な広がりをみせており、2023年の市場規模は配信数31億8,000万通と予想され(「ミックITリポート 2019年9月号」(ミック経済研究所))、2018年度から2023年度までの年平均成長率は46.7%増で、国内法人市場は最低5年先まで安定高成長を続けると予想されております。

このような状況の中、当社グループは、「お客様の喜ぶことを皆と分かち合い、ともに喜ぶ」を経営理念として掲げ、お客様の生活をより豊かに便利にするツールを提供できるよう当社の既存事業の収益を維持しつつ、新たなサービスの企画・提供を実施してまいりました。

当社グループの各セグメントの業績は次のとおりであります。

# (1) リモートメール事業

当連結会計年度において、当社グループは、「リモートメール」の個人版サービス・法人版サービスともに成長市場であるスマートフォン市場での拡販に努め、既存利用者の利用継続を第一目的に、他社サービスに対して優位性のある使い勝手のよさをさらに向上させる改善を継続して実施しております。

さらに、法人向けサービスとして開発した「リモートブラウズ」、「リモートカタログ」や他社から提供を受けている「fonfun AnyClutch リモート」、「リモート名刺(BizCompass)」など、リモートメール以外のスマートデバイス向けサービスの販売も強化しております。「リモートメール」法人版サービス、「リモートブラウズ」、「fonfun AnyClutch リモート」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、テレワーク支援ソリューションとして、期間限定で無償提供し、テレワークに対応する企業・自治体等をBCP対策の側面から支援する活動サービスを積極的に展開しております。

上記の結果、リモートメール事業の売上高は219百万円(前期比0.3%減)、営業利益は67百万円(前期比26.2%減)となりました。

#### (2) SMS事業

SMS事業はショートメッセージを利用した通知サービスであり、「らくらくナンバー」、「いけいけナンバー」、「いけいけナンバーAPI」と3つのサービスがあります。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新規のお客様を獲得するための営業活動は、計画通り行えませんでしたが、導入企業と同業種への事例紹介や、既存のお客様からのご紹介により、新規獲得件数は好調に推移しております。

さらに、お客様ごとの課題に合わせたSMS利用法を助言することで、送信数も増え、売上増加につながっております。あわせて、原価についても低減に努めております。

上記の結果、SMS事業の売上高は172百万円(前期比5.4%増)、営業利益74百万円(前期比26.3%増)となりました。

# (3) メディア事業

メディア事業は、ウェブコンテンツ提供に伴うウェブ広告収入を主な収益と しております。

メディア事業の売上高は61百万円 (前期比17.6%減)、営業利益22百万円 (前期比9.5%増)となりました。

# (4) ボイスメール事業

ボイスメール事業は、2019年12月に譲受けた事業であり、スマートフォンアプリを利用して音声情報をメールのようにやり取りできる法人向けのサービスであります。

ボイスメール事業の売上高は89百万円(前期比204.8%増)、営業利益24百万円(前期比203.5%増)となりました。

-6-

## (5) その他

その他の売上は、主にシステム開発・保守・ISP事業によるものであり、売上高は49百万円(前期比61.3%増)、営業利益6百万円(前期比18.2%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高592百万円(前期比8.6%増)、営業利益43百万円(前期比669.1%増)、経常利益41百万円(前期比598.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益41百万円(前期比949.8%増)となりました。

#### 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

#### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金20百万円及び長期借入金80百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡・譲受け、吸収合併、他の会社の株式等の取得・処分等の状況 該当事項はありません。

#### 5. 財産及び損益の状況

	区	分		第 22 期	第 23 期	第 24 期	第 25 期 (当連結会計年度)
売	上	高	(千円)	559,243	538,184	545,411	592,311
経常	ぎ利益又は は 損	損失 失)	(千円)	△19,204	42	5,920	41,341
親会 する (△	社株主に る 当 期 純 は 損	帰属 利 益 失)	(千円)	△24,695	△5,905	3,945	41,414
1 当 (△	株 当 た 期 純 科 は 損		(円)	△8.75	△2.09	1.32	12.41
総	資	産	(千円)	629,380	665,234	884,234	904,317
純	資	産	(千円)	322,545	316,556	529,187	570,413
1 棋	き当たり純	資産	(円)	114.28	112.16	158.61	170.99

## 6. 重要な子会社の状況

(2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	資 本 金 議決権比率 主な事業内容					
株式会社 Fun Fusion	94,750千円	100%	S	M	S	事	業

#### 7. 対処すべき課題

長引く新型コロナウイルス感染症の影響は甚大で、当社グループは直接的な影響は被っておりませんが、間接的な影響を免れるものではありません。そのような状況下、当社グループは、変化の激しい社会環境の中で、継続して安定的な利益を確保するために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ◎ リモートメール事業の維持・拡販

リモートメール事業には、fonfun AnyClutch リモートをはじめ、緊急事態 宣言が出されたのちに急速に広まってきたテレワーク環境に親和性の高いサービスがあり、需要が高まっております。当社としましては、この需要の高まり に応えていくことに社会的意義を見出しており、サービス品質の向上に努め、認知度を上げ、より多くのお客様に使っていただく努力を継続してまいります。

また、主力商品の一つであるリモートメールにつきましては、競合企業に対する競争優位性を保持して、ユーザー数を維持拡大することが課題となっております。また、そのノウハウと販路を活用して、いかに新たな収益源となるサービスを作るかも課題と捉えております。

法人版において、お客様のご要望に沿って追加した機能を有料オプション化することでお客様単価を高めるとともに、個人版においても解約防止につなげ、契約数の減少による売上高の減少を緩和させてまいります。リモートメールで培ったノウハウを基に新たなビジネスツールを開発しており、新サービスとして既存のお客様を中心に販売を強化しており、こちらも売上に寄与すると見込んでおります。

## ◎ SMS事業の拡販

少ないリソースで大きな効果が得られるよう営業対象を絞り込むとともに、広告宣伝を強化し認知度を上げ、代理店による販売についても注力し、営業効率を高めてまいります。既存のお客様からのご紹介による開拓を進め、お客様の売上向上や業務改善につながった成功事例を同業種の企業へ広告することによりSMS利用形態の多様化を図り、お客様満足度を上げることで送信数を増やし、売上高を上げてまいります。

また、利益率の高いソリューション商品を積極的に拡販し、利益向上に努めてまいります。

#### ◎ ボイスメール事業の統合

2019年12月に事業譲受したボイスメール事業については、販売代理店と緊密な連携をとり、顧客基盤を維持しつつ、クロスセルの推進と既存サービスとの連携によるシナジーの創出を目指してまいります。

## ◎ 感染防止策の徹底及びテレワーク体制の確立

厚生労働省が発表した「新しい生活様式」にも、働き方の新しいスタイルとして「テレワークやローテーション勤務」「会議はオンライン」などが例示されております。当社としましても喫緊の課題として企業として持続可能なテレワーク体制の確立のために、制度面・設備面での対応を急ぐ必要があると考えております。

#### 8. 主要な事業内容

(2021年3月31日現在)

	事	業	区	分		事	業	内	容	等
IJ	モー	トメ	_	ル事	業	当社の基幹サー	-ビスである	「リモート	・メール」の	配信事業
S	M	S		事	業	「らくらくナン	バー」を中標	核とする、5	SMSを利用	した事業
У	デ	1	ア	事	業	アフィリエイト	、広告を収益	源とするウ	1ェブサイト	·運営事業
ボ	イス	メ	<b>–</b> ;	ル事	業	スマートフォン	/アプリを用	]いたボイス	メール運営	事業

# 9. 主要な営業所

(2021年3月31日現在)

# (1) 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

# (2) 子会社

株式会社 Fun Fusion	東京都渋谷区
-----------------	--------

# 10. 使用人の状況

(2021年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使	用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	19名	3名増	38.3歳	6.6年

(注)使用人数には、パート及び嘱託社員(2名)は含んでおりません。

# ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	4名増	41.0歳	8.5年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員(2名)は含んでおりません。

# 11. 主要な借入先の状況

(2021年3月31日現在)

		信	当	入		爿	È			借	入	残	高
城		南	信		用		金		庫			130	,632千円
株	亢	会	社	き	5	ぼ	し	銀	行			54	,821千円
株	式	会	社	み	ず		ほ	銀	行			40	,000千円
株	웇	会	社	東	日		本	銀	行			15	,500千円

# Ⅱ 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

8,500,000株

2. 発行済株式の総数

3,380,920株(自己株式 44,931株を含む)

3. 株主数 2,552名

# 4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 武 蔵 野	1,318,000株	39.51%
サイブリッジ 合同会社	505,300株	15.15%
賀 川 正 宣	130,000株	3.90%
株式会社 NSKKホールディングス	102,500株	3.07%
株式会社 SBI 証券	67,090株	2.01%
楽 天 証 券 株 式 会 社	60,400株	1.81%
須 田 忠 雄	43,000株	1.29%
賀 川 志 麻 子	32,300株	0.97%
マネックス証券株式会社	26,003株	0.78%
加 藤 浩 之	25,600株	0.77%

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(44,931株)を控除して計算しております。

#### Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	双締役社長	林	和 之	株式会社FunFusion 代表取締役
取	締 役	八田	修三	経営管理部部長 株式会社FunFusion 監査役
取	締 役	斉 木	修	株式会社武蔵野 経営サポート事業部本部長
取	締 役	水口	翼	サイブリッジグループ株式会社 代表取締役社長
常勤	監 査 役	秋 吉	麗子	秋吉公認会計士事務所 所長 良公監査法人 代表社員
監	査 役	藤原	靖夫	弁護士 サン債権回収株式会社 取締役
監	査 役	宮嶋	邦彦	社会保険労務士法人宮嶋社会保険労務士事務所 社員 株式会社インスクエア 代表取締役 株式会社プラスアルファ 監査役

- (注) 1. 取締役斉木修、水口翼の各氏は社外取締役であります。
  - 2. 監査役秋吉麗子、藤原靖夫、宮嶋邦彦の各氏は社外監査役であります。
  - 3. 監査役藤原靖夫氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
  - 4. ①常勤監査役秋吉麗子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有しております。
    - ②監査役藤原靖夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ③監査役宮嶋邦彦氏は企業経営者として豊富な経験・知識をもっており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 取締役岩崎健、横山伸也、本瀬建の各氏は、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、保険期間中に行われた被保険者による職務の執行に起因して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険契約により填補されます。また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については填補されず被保険者である役員等の自己負担となります。

#### 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に長期に安定して寄与するよう、固定的な報酬を主とした体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役ともに、報酬は固定報酬としての基本報酬のみで構成することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、基本報酬の額の決定を代表取締役に委任しておりますが、決定内容について取締役会に報告することとなっており、取締役会も代表取締役が決定方針との整合性を含め多角的に検討したことを尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、決定方針は取締役会での決議により決定しております。

# (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は2000年6月30日に開催の第4回定時株主総会において年額3億円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月30日開催の第4回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長林和之がその 具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本 報酬の額の決定としております。経営状況及び各取締役の職務の状況等を総合的 に判断しうる情報を日常的に継続して把握できる立場であることから、上述の事 項を代表取締役社長に委任しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社 長により適切に行使されたかどうかについて確認するために、決定内容について 報告を受けております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

<b>加目</b> 反バ	報酬等の総額	報酬	対象となる		
役員区分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	役員の員数(人)
取締役	30	30	_	_	7
(うち社外取締役)	(2)	(2)	(—)	(—)	(3)
監査役	6	6	_	_	3
(うち社外監査役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(3)

<sup>(</sup>注) 上記には2020年6月26日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

# 5. 社外役員に関する事項

# (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏	名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	斉木	修	株式会社武蔵野	経営サポート 事業部本部長	同社は当社のその他の関 係会社にあたります。
取締役	水口	翼	サイブリッジグループ株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間に重要 な取引その他の関係はあ りません。
監査役	秋吉	麗子	秋吉公認会計士事務所 良公監査法人	所長 代表社員	当社と同所との間に重要 な取引その他の関係はあ りません。
監査役	藤原	靖 夫	サン債権回収株式会社	取締役	当社と同社との間に重要 な取引その他の関係はあ りません。
監査役	宮嶋	邦彦	社会保険労務士法人 宮嶋社会保険労務士事務所 株式会社インスクエア 株式会社プラスアルファ	社員 代表取締役 監査役	当社と各社との間に重要 な取引その他の関係はあ りません。

# (2) 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	斉 木 修	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回 出席し、多数の企業の経営者に助言してきた経験をいか し、取締役会の意思決定について適切な助言・提言を行 い、また経営陣の監督に努めております。
取締役	水 口 翼	社外取締役就任後開催の取締役会には、11回のうち11回 出席し、企業の経営者としての見地から、取締役会の意思 決定について適切な助言・提言を行い、また経営陣の監督 に努めております。
監 査 役	秋 吉 麗 子	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回、また、監査役会には、14回のうち14回出席し、主に公認会計士としての専門的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤原靖夫	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち10回、また、監査役会には、14回のうち10回出席し、主に弁護士としての専門的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	宮嶋邦彦	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回、 また、監査役会には、14回のうち14回出席し、企業経営 者としての経験と他の企業での監査役の経験をいかし、議 案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 監査法人アヴァンティア

#### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

# 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案 の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### V 会社の体制及び方針

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ◎内部統制システムに関する基本方針(最終改定 2016年5月25日)
  - (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
    - ①当社は、企業価値の向上を図り、当社グループのステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員)の皆様に貢献することを経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、また金融商品取引法に対応するための計画をとりまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
    - ②当社は、監査役制度を採用しております。毎月開催される取締役会への監査役の出席を通じ、 取締役会の決定の監督、監視を行うとともに、経営会議等の重要会議への常勤監査役の出席 等により、法令順守の面も含む適宜、適切なアドバイスを行う体制をとっております。
  - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - ①代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する 責任者を取締役の中から任命し、その者が責任者となり、文書管理規程に従い、取締役の職 務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理しております。
    - ②保管及び管理の状況に関しては、定期的に検証し、必要に応じて見直し等を行っており、検 証及び見直しの結果を、取締役会にて取締役及び監査役に報告しております。
  - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ①当社は、代表取締役社長の下に、常勤取締役、常勤執行役員で組織する経営会議を設置し、 全般的なリスク管理を統括するとともに、取締役又は執行役員を委員長とし、関係部門の担 当者も参加するコンプライアンス委員会、非常時対策委員会などの委員会を設置して、各部 門のリスクを継続して管理する体制を構築しております。
    - ②経営管理部は、各委員会と連携し、主体となり、規程の整備と検証・見直しを図ります。
    - ③当社は、代表取締役社長に直属する部門として内部監査室を設置し、内部監査担当者が監査 役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、各委員会などとも連携のうえ、定期的に業務監 査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目の適切さを確認し、必要に応じてこれらの 改定を行っております。
    - ④内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び監査役会に通報される体制を構築しております。
  - (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ①当社は、執行役員制度を導入しており、変化の激しい経営環境に対応するため取締役が執行 役員を兼務し、経営及び業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。また、 迅速緊密な情報共有を図るため常勤取締役及び常勤執行役員で組織する経営会議は、常勤監 査役も出席し毎週1回開催しております。
    - ②当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定を行っており、各取締役の業務執行状況の監督等を目的に、取締役会には監査役が参加しております。また取締役の業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ③日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を執行できる体制をとっております。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
  - ①当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員が法令・ 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする社員倫理方針等、コンプライ アンス体制に関する規程の整備をするとともに、役職員への教育を実施し、コンプライアン ス意識の維持向上を推進しております。
  - ②当社は、代表取締役社長の直属部門として内部監査室を設置し、監査役及び会計監査人並び に顧問弁護士のほか、社内各委員会とも連携のうえ、コンプライアンスの状況を定期的に監 査しており、これらの活動は、監査役会に報告されております。
  - ③当社は、内部通報規程に基づき、法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室及び常勤監査役を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し運用を行っております。
- (6) 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団 における業務の適正を確保するための体制
  - イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①当社グループ全体における業務の適正を確保するために、子会社管理規程に従い管理し、業 務執行の状況について内部監査室が当社規程に準じて評価及び監査を行います。
  - ②経営管理部を主体とし、子会社に適用する社員倫理方針等、コンプライアンス体制に関する 規程の整備・維持・向上を推進しております。
  - ③当社の取締役、監査役又は執行役員等を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、重要事項決定への参画、業務執行状況の監督等を行っております。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、内部 監査室内に監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとし、人数・その他具体的な内 容につきましては、監査役会と相談し、その意見を充分考慮して検討いたします。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に 対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとし、当該従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。

- (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - イ 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
  - ロ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第 1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から 報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ①毎月1回開催している当社の定例取締役会には、原則全監査役が同席するため、取締役は、 この場にて必要な報告、情報提供を行っております。

主な報告・情報提供の内容は以下のとおりです。

- (a) 当社及び当社グループの業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- (b) 当社及び当社グループの内部統制システムの構築に係わる部門の活動状況
- (c) 当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準の変更
- ②内部監査担当及びその他の使用人は、必要に応じて随時、報告、情報提供を行っております。 また内部通報制度により、当社及び当社子会社使用人等から常勤監査役へは、いつでも内密 に情報提供ができる体制を構築しております。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記しております。

(11) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、経営管理部等の関連部署において審議のうえ、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理することとしております。

- (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の場を設定しております。
  - ②取締役は、法令に基づく事項の他、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
  - ◎業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、当社のコンプライアンス委員会は当事業年度において1回開催され、原則として内部 監査室長及び常勤監査役が出席のうえ、内部統制システムが有効に機能していることの確認を 行っております。

#### 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### 3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化と事業展開に備えるための内部留保を鑑みながら、各期の経営成績を考慮し決定することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社では当社定款において中間配当を行うことができる旨を定めております。

今後につきましては、分配可能額を確保した上で、将来の事業展開に備えた内部留保とのバランスを図りながら毎期の業績、財務状況等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益配分を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度に係る配当につきましては、剰余金の状況を考慮し、誠に 遺憾ながら無配とさせていただきました。

^^^^

(注) 本事業報告記載中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

-20 -

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	<sup>千円</sup> 671,263	流動負債	<sup>千円</sup> 183,497
現金及び預金	531,249	買 掛 金	18,240
売 掛 金	103,423	短期借入金	54,162
短 期 貸 付 金	230	1年内返済予定の長期借入金	55,320
そ の 他	36,532	未 払 金	14,800
貸 倒 引 当 金	△172	未払法人税等	290
固定資産	232,118	賞 与 引 当 金	3,861
有形固定資産	6,227	そ の 他	36,822
建物	2,816	固定負債	150,407
工具、器具及び備品	3,411	長 期 借 入 金	131,471
無形固定資産	200,689	退職給付に係る負債	18,936
0 h h	195,062		
商 標 権	1,349		
ソフトウェア	4,277	負 債 合 計	333,904
投資その他の資産	25,201	純 資 産	の部
投 資 有 価 証 券	5,000	株 主 資 本	570,413
長期未収入金	780,108	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	652	資 本 剰 余 金	607,299
そ の 他	19,548	利 益 剰 余 金	37,723
貸 倒 引 当 金	△780,108	自己株式	△174,610
繰 延 資 産	935		
株 式 交 付 費	935		
		純 資 産 合 計	570,413
資 産 合 計	904,317	負債・純資産合計	904,317

# 連結損益計算書

( 2020 年 4月 1 日から 2021 年 3月31日まで)

科	目	金	額
			千円
売 上	高		592,311
売 上	原 価		183,839
売 上 総	利	益	408,471
販売費及び一	般管理費		364,627
営 業	利	益	43,844
党 業 外	収 益		
受 取 利 息 及	び配当	金 60	
貸 倒 引 当	金戻入	額 1,320	
助 成 金	収	入 826	
その	1	他 761	2,968
営 業 外	費用		
支 払	利	息 4,348	
株 式 交 付	費 償	却 547	
雑損	1	失 574	5,471
経常	利	益	41,341
税 金 等 調 整 前	当期純利	益	41,341
法人税、住民税	及び事業を	税	580
法 人 税 等	調整	額	△652
当 期 純	利	益	41,414
親会社株主に帰属す	する当期純利剤	益 	41,414

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社fonfun 取締役会 御中

#### 監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小笠原 直 即 業務執行社員

指定社員公認会計士戸城秀樹 印業務執行社員公認会計士戸城秀樹 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社fonfunの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社fonfun及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関 連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して 責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
Nation and Nation and a	千円		千円
流動資産	623,256	流動負債	167,869
現金及び預金	507,309	買 掛 金	12,390
売 掛 金	79,746	短 期 借 入 金	54,162
前 払 費 用	15,704	1年内返済予定の長期借入金	55,320
そ の 他	20,636	未 払 金	11,204
貸 倒 引 当 金	△140	未 払 費 用	4,471
固定資産	247,008	前 受 金	5,947
有形固定資産	6,227	預 り 金	1,353
建物	2,816	未 払 消 費 税 等	20,026
工具、器具及び備品	3,411	賞 与 引 当 金	2,768
無形固定資産	196,141	そ の 他	223
0 h h	195,062	固定負債	150,407
商標権	1,040	長 期 借 入 金	131,471
ソフトウェア	38	退職給付引当金	18,936
投資その他の資産	44,639	負 債 合 計	318,276
投 資 有 価 証 券	5,000	純 資 産	の部
関係会社株式	19,779	株 主 資 本	552,924
長期前払費用	2,184	資 本 金	100,000
出 資 金	30	資本剰余金	607,299
長期未収入金	779,726	資本準備金	607,299
敷 金 保 証 金	15,811	利 益 剰 余 金	20,234
そ の 他	1,834	その他利益剰余金	20,234
貸 倒 引 当 金	△779,726	繰越利益剰余金	20,234
繰 延 資 産	935	自 己 株 式	△174,610
株 式 交 付 費	935	純 資 産 合 計	552,924
資 産 合 計	871,201	負債・純資産合計	871,201

# 損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

科	目		金	額
				千円
売 上	高			439,555
売 上	原 価			132,851
売 上 糸	総 利	益		306,704
販売費及び一	般 管 理 費			304,222
営業	利	益		2,482
営 業 外	収 益			
受 取 利 息	及 び 配 当	金	241	
経営	指 導	料	18,600	
助成金	金収	入	826	
維	仅	入	2,526	
貸倒引当	金 戻 入	額	1,320	23,513
営 業 外	費用			
支 払	利	息	4,348	
株式交付	寸 費 償	却	547	
雑	損	失	574	5,471
経常	利	益		20,524
税 引 前 当	期 純 利	益		20,524
法人税、住民利	脱及び事業	税		290
当 期 純	<b>利</b>	益		20,234

# 会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社fonfun 取締役会 御中

#### 監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員公認会計士 小笠原 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 戸城 秀樹業務執行社員

(印)

#### 監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社fonfunの2020年4 月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) に ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表 示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、ま た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類 等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書 類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬によ る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から 計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性が あり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる 場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべ き事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社fonfun 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 秋 吉 麗 子 印

監 査 役(社外監査役) 藤 原 靖 夫 印

監 査 役(社外監査役) 宮 嶋 邦 彦 印

以上

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	・・・・・・・ 名 氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	はやし かず ゆき 林 和 之 (1960年8月20日)	1983年9月 株式会社日本情報研究センター(現株式会社NTTデータNJK)入社 株式会社九州アクセル設立 代表取締役 副社長 1996年4月 同社 代表取締役社長 2002年5月 株式会社アクセル 取締役副社長 当社 執行役員 リモートメール事業部法人統括 2009年12月 株式会社FunFusion 監査役 3社 執行役員 リモートメール事業部統括 2011年6月 当社 代表取締役社長(現任) 株式会社FunFusion 取締役 株式会社FunFusion 取締役 株式会社FunFusion 取締役 株式会社FunFusion 取締役 株式会社FunFusion で表取締役 (現任) 株式会社FunFusion 代表取締役 (現任) 株式会社FunFusion 代表取締役 (現任) 株式会社E-エントリー 取締役	一株
2	は、	1993年4月 日本インターシステムズ株式会社 入社 2002年1月 ネットビレッジ株式会社 (現株式会社 fonfun) 入社 2007年4月 当社 開発制作部部長 2008年4月 当社 ソリューション事業部 担当部長 2009年4月 当社 リモートメール事業部 担当部長 2011年3月 当社 経営管理部 担当部長 2011年6月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長 2011年7月 当社 経営管理部部長兼システム部部長 2011年7月 当社 経営管理部部長兼システム部部長 2014年10月 株式会社FunFusion 取締役 2016年4月 株式会社FunFusion 監査役 (現任) 2016年11月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長 (現任)	500株

候補者番 号	荒	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	横 山 伸 也 (1967年9月26日)	2000年2月株式会社光通信 入社2002年10月株式会社ファイブエニー 管理部長2004年3月株式会社アクセル入社 株式公開準備室 兼総務人事課長2009年6月同社 管理部長2016年6月株式会社FunFusion 取締役(現任)2019年6月当社 取締役	一株
4	斉 木 修 (1972年12月16日)	1997年4月 株式会社武蔵野 入社   2007年5月 同社 JQA事務局 部長   2009年5月 同社 経営サポート事業部 営業部 部長   2011年6月 当社 社外監査役   2012年1月 株式会社武蔵野 クリーンサービス事業 部営業部 部長   2012年3月 当社 社外取締役(現任)   2012年11月 株式会社武蔵野 ホームインステッド事業部 本部長   2016年1月 同社 シニアライフコンサルティング事業部 本部長   2017年2月 同社 経営サポート事業部 本部長(現任)	一株
5	水 口 翼 (1982年9月8日)	2004年5月 株式会社シンクマーク(現サイブリッジ グループ株式会社)設立 代表取締役(現任)   2005年12月 株式会社パリュープレス監査役(現任)   2011年1月 オールクーポンジャパン株式会社(現株 式会社ギガトレンド)設立 取締役(現任)   2011年8月 サイブリッジベンチャーズ株式会社設立 取締役   2012年5月 株式会社ネイキッドテクノロジー 代表 取締役   2013年3月 株式会社デジタライズ(現株式会社サイブリッジ) 代表取締役   2015年6月   当社 社外取締役   2020年6月   当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 斉木修氏及び水口翼氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。

斉木修氏につきましては、株式会社武蔵野にて経営サポート事業部本部長に就いており、 企業経営に関する豊富な経験や専門的な知見を有し、経営全般に対して有効な助言を期待 して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社 の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務 を適切に遂行していただけるものと判断しております。

水口翼氏につきましては、サイブリッジグループ株式会社を始めとして多数の企業にて経営者としての経験を有しており、企業経営に関する豊富な経験や専門的な知見を有し、経営全般に対して有効な助言を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- 4. 斉木修氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、9年3ヶ月となり、社外 監査役を含めた在任期間は10年となります。
- 5. 水口翼氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、1年となります。
- 6. 当社は斉木修氏及び水口翼氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承 認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間中に行われた被保険者による職務の執行に起因して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役秋吉麗子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、設楽明子氏は秋吉麗子氏の補欠として選任されることとなりますので、 その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時まで となります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

・	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
設 <sup>*</sup> 楽 明 子 (1972年7月30日)	1995年4月 中央監査法人入所 2001年1月 設楽明子公認会計士事務所開設(現任) 2011年7月 ストームハーバー証券株式会社入社	—株

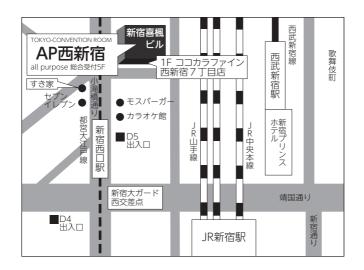
- (注) 1. 設楽明子氏は新任の社外監査役候補者であります。
  - 2. 設楽明子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 設楽明子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の経営にいかしていただきたいためです。なお、同氏は会社の経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として企業の監査に携わっており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - 4. 設楽明子氏の監査役選任が承諾可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額として同法第423条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間中に行われた被保険者による職務の執行に起因して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

メ	モ	

# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル6階 AP西新宿 6階会議室 電話:03-5348-6109



#### ■交通機関

JR・小田急・京王・都営新宿線「新宿」駅より徒歩6分 都営大江戸線「新宿西口」駅D5出口より徒歩3分 西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

